

公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成28年7月19日

愛媛地方税滞納整理機構管理者 野志 克仁

1 競争入札に付する事項

(1) 契約件名

滞納整理事例検索システム構築に係る設計業務一式

(2) 契約内容

滞納整理事例検索システム構築業務仕様書に基づき、システム開発に必要な基本設計書・詳細設計書及び調達仕様書案の作成

(3) 業務の仕様

別添仕様書のとおり

(4) 契約期間

契約を締結した日から平成29年3月17日まで

(5) 成果品の納入場所

愛媛地方税滞納整理機構

松山市一番町四丁目1番地2 愛媛県自治会館5階

(6) 入札金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に8パーセントに相当する額を加算した額（入札者が見積る契約金額）をもって、落札価格とするので、入札書には見積った金額の108分の100に相当する金額（税抜き価格）を記載すること。

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たすものであることを要する。

なお、資格要件確認のため、愛媛県警察本部に照会する場合がある。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(3) 愛媛地方税滞納整理機構会計規則（平成18年機構規則第10号。以下、「会計規則」という。）に基づき、入札参加資格者名簿（以下、「有資格名簿」という。）に登載され、登録種別に「役務の提供」として登録のある者。

（有資格名簿に登載されていない者は、入札までに会計規則第53条に基づく入札参加資格の確認を受けること。）

(4) 愛媛県内に事業所を有し、平成23年4月1日以降に、愛媛県内の官公庁と、今回の入札対象と類似の契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。

- (5) 国又は地方公共団体による指名停止処分を受けている者でないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次の②から⑦までに掲げる者が、その経営に実質的に関与していない法人その他の団体又は個人。
- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ③ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合わせ先

郵便番号 790-0001

松山市一番町四丁目1番地2

愛媛地方税滞納整理機構総務課

電話 089-913-5886

FAX 089-941-7593

(2) 入札説明書の交付期間

公告の日から平成28年7月28日（木）午前11時00分までの間（土曜、日曜及び祝日を除く。）、上記（1）の場所において交付する。

(3) 入札参加資格の確認

ア 入札に参加しようとする者は、下記期限までに、競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して愛媛地方税滞納整理機構管理者に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

イ 提出期限 平成28年7月28日（木）午前11時00分

ウ 提出場所 上記3の（1）の場所

エ 提出方法 持参又は簡易書留による郵送（提出期間内に担当課に必着）

オ 入札参加資格の確認結果は、平成28年7月28日（木）午後5時00分までに、申請者に通知する。

(4) 入札説明会

実施しない。

(5) 入札及び開札の日時及び並びに場所

ア 日時 平成28年7月29日（金）午前11時00分

イ 場所 松山市一番町四丁目1番地2

愛媛地方税滞納整理機構会議室

4 その他

(1) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札参加資格の確認に必要な書類等について説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格がない者が入札をしたとき、入札者に求められる事項を履行しなかったとき、その他愛媛地方税滞納整理機構会計規則第64条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(5) 契約書の作成の要否

要する。

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると愛媛地方税滞納整理機構管理者が判断した入札者であつて、愛媛地方税滞納整理機構会計規則第56条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 再度入札

再度入札は、2回まで行うものとする。

(8) 契約の停止など

愛媛地方税滞納整理機構管理者に提出する申請書類等の記載事項に相違があることが判明したときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

詳細は入札説明書による。

滞納整理事例検索システム構築業務 仕様書

1 業務名

滞納整理事例検索システム構築業務

2 目的

愛媛地方税滞納整理機構（以下、「当機構」という。）は平成27年で設立から10年を経過した。また、今後10年間平成37年度までの存続が決定している。今後の10年間を見据え、今まで当機構が実施してきた滞納整理のノウハウをデータベース化し、当機構だけではなく愛媛県内の20市町ともノウハウを共有し活用することで、滞納整理業務を効率的、効果的に行えるようにすることが「滞納整理事例検索システム」（以下、「システム」という。）の目的である。

滞納整理については、愛媛県内の20市町が同じレベルで行っているわけではない。それにより求める内容も市町によって異なり、このシステムは初心者から経験者までを対象に滞納整理事務が円滑に行えるものとする。

本業務では、システムの構築に係る設計業務を行う。

3 履行期間

契約締結の日から平成29年3月17日までとする。

4 履行場所

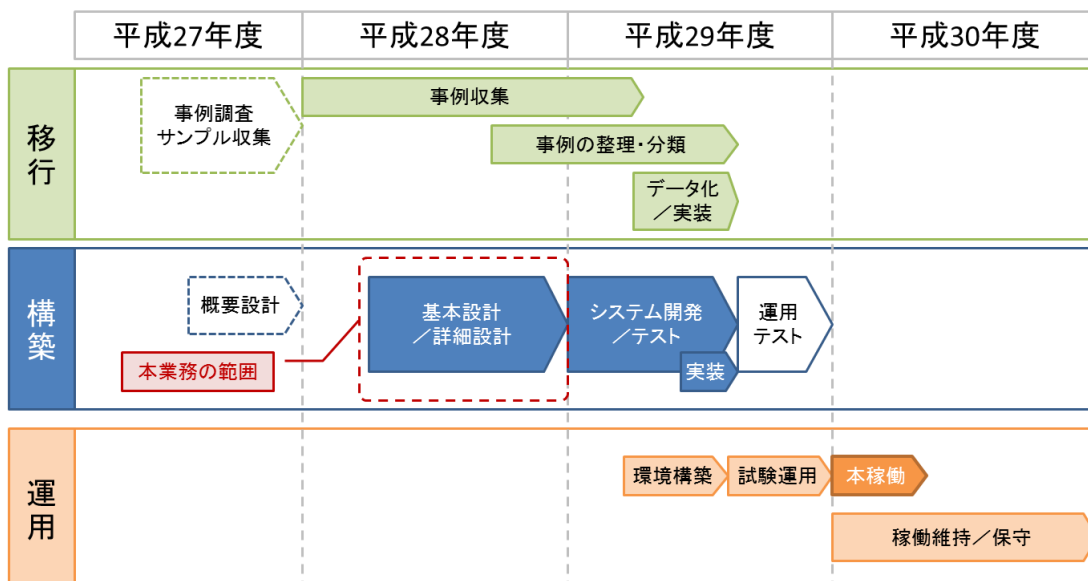
愛媛地方税滞納整理機構内及び受託者の事業所内とする。

5 想定スケジュール

本業務における想定スケジュールは、下記のとおりである。なお、システムの設計から稼働までのスケジュールは、図1-1のとおりとする。

平成28年8月～平成29年1月 基本設計/詳細設計
平成29年2月～3月 検査

図 1-1 システム構築スケジュール概要図



6 システムの概要

システム利用形態は下図及び下表のとおり、データセンターにシステム環境一式を設置し運用する。愛媛県内の20市町及び当機構においては、インターネット接続された端末からシステムを操作できるものとする。

図 1-2 システム利用形態概要図

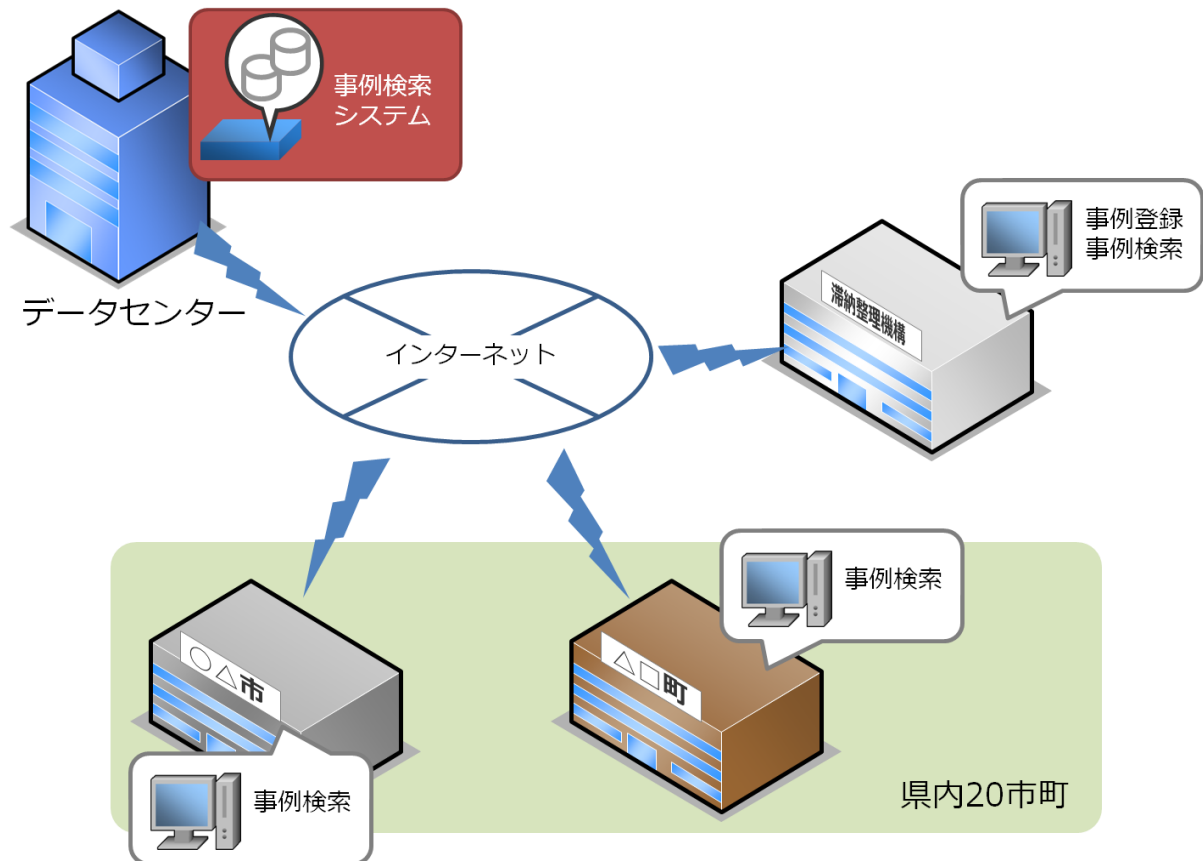


表 1-1 システム利用形態一覧

項番	利用者／提供者	利用形態等
1	機構	インターネット接続されたパソコン等でシステムを利用する。事例検索の他、事例登録の機能を利用可能とする。
2	20市町	インターネット接続されたパソコン等でシステムを利用する。事例検索の利用を可能とする。
3	データセンター (構築ベンダ)	セキュリティを確保したデータセンターにて、システム稼働に必要な機器を設置しサービスを提供する。センター内にてシステム一式の保守メンテナンスを実施し、計画停止を除き 24 時間 365 日システムを利用可能とする。

7 業務内容

(1) 設計業務

システムの機能及び要件は、8 システム要件の内容を想定しており、本業務において、本機構の業務を調査・分析した上で、利用者の利便性、業務効率化、コスト等の観点から各機能について精査し、基本設計及び詳細設計を行うこと。

① 基本設計書の作成

次の内容を記載した基本設計書を作成すること。

- ア 画面設計
- イ 帳票設計
- ウ 業務プロセス（フロー）設計
- エ データ設計

② 詳細設計書の作成

次の内容を記載した詳細設計書を作成すること。

- ア データベース物理設計
- イ ロジック詳細設計
- ウ 画面・帳票詳細設計
- エ ハードウェア構成詳細
- オ ミドルウェア構成詳細
- カ パラメータ定義
- キ 設備設計

(2) 調達仕様書案の作成

システムの構築（詳細設計に基づく開発、ハードウェア及びソフトウェアの導入、データセットアップ、研修及び運用テスト、保守等）の調達に必要な仕様書案の作成を行うこと。

(3) プロジェクト管理

受託者は、業務の実施に当たり事前及び必要な都度、当機構と十分に打合せを行い、円滑に業務を遂行しなければならない。そのため必要に応じて打合せ会議を行い、プロジェクトの進捗状況及び懸案事項を報告すること。プロジェクトを進めていく中で生じる課題や想定されるリスクについて一元管理し、プロジェクトに影響を与えないよう未然に対処すること。

8 システム要件

(1) ハードウェア要件/ソフトウェア要件

システムで整備するハードウェア及びソフトウェアは別紙1のとおり予定している。ただし、システムの稼働、運用に必要なものがあれば追加導入を提案すること。

ハードウェアについては、稼働後5年間使用することから、機能の増加によるハードウェア処理能力低下及び回線速度の遅延等が発生しないよう、アクセス負荷、耐久性及びセキュリティを考慮した信頼度の高い製品を選定すること。

(2) 機能要件

システムに必要な想定機能一覧は別紙2のとおりとする。

(3) 性能要件

同時に20名の利用で、検索時の応答レスポンスタイムが5秒以内であること。

(4) 操作要件

アクセシビリティに十分配慮し、システムの利用者が操作しやすく、誤操作を

生じさせない画面であること。

(5) 移行要件

滞納整理業務に関する様々な事例、様式集、マニュアル等の情報をデータ化して、システムに移行できること。また、滞納整理業務を行う上で支障のない十分な量の情報を移行できること。

(6) セキュリティ要件

本システムは、インターネット回線と接続することから、不正アクセス、ウイルス感染等の外部からの脅威に対する最新のセキュリティ対策を講じること。

システムへの接続については、ID及びパスワード等による利用者の識別及び認証を行う機能を設けること。また、ID及びパスワード等を他者が使用又はその危険性を認識した時に、直ちに対象となるID及びパスワード等を無効にする機能を設けること。

(7) 運用要件

システム稼働後の運用として、システムの安定的な稼働と事例データの登録などが挙げられる。利用者、管理者及び構築ベンダとの役割分担を下記のとおりとする。

表 3-1 運用要件一覧

項番	作業内容	利用者	管理者	ベンダ	補足説明
1	事例データの検索・閲覧	○	△	△	
2	各種資料のダウンロード	○	△	△	
3	ユーザ ID・パスワードの更新		○	△	追加・修正・削除
4	事例データの更新		○	△	追加・修正・削除
5	マニュアルの更新		△	○	追加・修正・削除
6	様式集の更新		△	○	追加・修正・削除
7	Q&A の更新		△	○	追加・修正・削除

○：主体的役割、△：補助的役割

(8) システム利用者環境要件

当機構並びに県内20市町では、インターネット接続されたネットワーク及び端末環境がそれぞれ異なる。システム利用者側の多様な状況を想定し、システム利用者環境要件を下記のとおりとする。

ア. 利用者ブラウザ要件

システムを利用（閲覧）する前提ブラウザとして、Internet Explorer 11、Chrome、Opera、Firefox、Edgeとし、それぞれのブラウザでシステムが利用可能であること。

イ. ダウンロードファイル要件

ダウンロードが可能なファイルは、再利用可能な形式とし、PDF、Microsoft EXCEL、Microsoft Word とする。なお、それぞれのバージョン指定は、サービス開始時の各団体導入状況を鑑み決定する。

ウ. 帯域（回線）に関する要件

10Mbps以上の帯域を有し、外部からのアクセスや通知の傍受ができないよう

に対策を施すこと。なお、最終的な帯域については各団体で保有している回線状況を鑑み決定する。

(9) 設備（センター）要件

システムの納入場所及び稼働場所は構築ベンダが用意するデータセンター内とし、別紙3の要件を満たすこと。

(10) 保守要件

システム障害が発生した場合、可及的速やかに対応を行うこと。

対応時間は、原則として、平日（土曜日曜、祝祭日、年末年始の閉庁日を除く）の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。また、当該保守のために、システム停止を伴う場合は、当機構と協議のうえ対応するものとする。

システム保守を行う体制については、システム開発に携わるなど、当該業務を的確かつ円滑に遂行できる知識及び経験を有する者を配置すること。なお、契約締結後、以下の書類を直ちに提出すること。

- ・保守業務実施体制表

- ・緊急連絡体制図

次に掲げる事項など、システムのメンテナンスを保守にて行うこと。

- ・ページ内の文言や画像の修正・変更など

- ・FAQの追加・更新

9 成果品

成果物、納入物及び納入方法・数量は以下のとおりとする。要求を満たすことが不可能な場合は、その項目と理由を明記すること。

(1) 基本設計書

- ・紙（様式は受託者任意の様式で可）及び電子媒体にて2式納入すること。

- ・納入時期は基本設計完了後とする。基本設計書の検収が完了後、詳細設計に着手すること。

(2) 詳細設計書

- ・紙（様式は受託者任意の様式で可）及び電子媒体にて2式納入すること。

- ・納入時期は詳細設計完了後とする。

(3) 調達仕様書案

- ・紙（様式は受託者任意の様式で可）及び電子媒体にて1部納入すること。

10 その他

(1) 機密保持

本業務を行うため、個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守するとともに、個人情報保護に関する法令等を遵守しなければならない。

本業務の遂行に際して知り得た情報については、他の目的での利用、第三者もしくは本業務に携わる人員以外のものに開示、漏えいしてはならない。なお、本業務が終了後も同様とする。

(2) 業務実施体制

受託者は業務を統括する責任者を定め、機構との協議にあたるものとする。

(3) 著作権

著作権の取扱いは、委託契約書の規定によるほか、次の各項目のとおり取り扱うものとする。

ア 受託者は、作成された成果品が第三者の知的財産権を侵害していないことを保証し、成果品のすべての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、検査完了をもってすべて当機構に移転するものとする。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けたときは、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

イ 受託者は、当機構が認めた場合を除き、成果品にかかる著作権人格権を行使できないものとする。

ウ 成果品の中に既に受託者が著作権を保有している著作物が含まれている場合は、当該著作物の著作権は、なお、受託者に帰属するものとする。

(4) その他事項

当該業務の目的を達成するために、当該仕様書に明示されていない事項で必要な作業等が判明したとき、又は業務の内容を変更する必要性が生じたときは、当機構と受託者が協議のうえ、対応を図るものとする。

(5) システム開発業者との協力

受託者は、本業務の契約終了後も、システムの構築が完了するまでの間、システム開発業者に対し積極的に協力するものとする。

ハードウェア及びソフトウェア要件

ア. ハードウェア要件

項番	分類	品名	主な仕様
1	事例検索システム サーバ	サーバ本体	①CPU 2GHz のデュアルコアプロセッサ以上 ②メモリ 4GB RAM 以上 ③ディスク RAID あり SATA 1TB(7200rpm) ×2 以上 ④光ディスク・ドライブ DVD-ROM ドライブ
		液晶ディスプレイ装置	XGA (1024×768) 以上
		ラックキャビネット	16U
		無停電電源装置	1200VA/1000W (AC 100V)
2	管理用パソコン	パソコン本体	①CPU 1GHz のプロセッサ以上 ②メモリ 2GB RAM 以上 ③ディスク 500GB 以上 ④光ディスク・ドライブ DVD-ROM ドライブ
		液晶ディスプレイ装置	XGA (1024×768) 以上
3	ネットワーク機器	スイッチング HUB	10/100/1000Mbps (1000BASE-T)
		ファイアウォール	スループット 1.0Gbit/s

イ. ソフトウェア要件

項番	分類	品名	主な仕様
1	OS	Red Hat Enterprise Linux	Red Hat Enterprise Linux Server 6.5 以降
2	文書作成	Microsoft Office	Microsoft Office 2013 Standard 以降
3	PDF 作成	Adobe Acrobat	Adobe Acrobat X Standard 以降
4	データベース	MySQL	MySQL 14.14 以降

システム想定機能一覧

項番	分類	機能	利用形態等
1	事例検索	(全般)	一般権限の ID を払い出したユーザが利用可能 登録された事例をフリーワード及び分類ごとに検索し、閲覧する機能
		事例検索 (フリーワード)	任意の文字列を組み合わせて、登録されている事例を検索する機能
		事例検索 (分類別)	あらかじめ事例毎に登録されている分類によって、分類別に事例を検索する機能
		マニュアル	分類毎の各種手続きに関するマニュアルを閲覧する機能
		様式集	各種手続きに必要な様式のダウンロード及び記入例を閲覧する機能
		Q&A	滞納整理事務に関する Q&A を閲覧する機能
2	事例登録	(全般)	登録権限の ID を払い出したユーザのみ利用可能 ログイン時、登録権限を有するユーザのみメニュー画面で事例登録画面の利用が許可される
		事例登録・修正	事例を追加・修正・削除する機能
		マニュアル登録・修正	マニュアルを追加・修正・削除する機能
		様式集登録・修正	様式集を追加・修正・削除する機能
		Q&A 登録・修正	Q&A を追加・修正・削除する機能
3	各種設定	(全般)	システム管理者のみ利用可能
		ID・パスワード設定	ユーザ毎にシステムログイン時に必要な ID・パスワードを設定する機能
		権限設定	ユーザ毎にシステム利用権限 (一般・登録・管理) を設定する機能

設備（センター）要件

項番	分類	要件
1	受託者資格	プライバシーマーク並びに ISO27001 取得事業者であること。
2	立地条件	<p>【所在地】建物は愛媛県内に所在していること。</p> <p>【アクセス】建物は保守業者の駆けつけが容易であるよう公共交通機関等アクセスの利便性が高いこと。</p> <p>【延焼防止】建物は、外部からの火災による延焼等の被害を受けるおそれのない地域に設けること。以下の地域での立地は避ける。</p> <p>(1) 木造建築物の密集地域</p> <p>(2) 多量の可燃物を取り扱う施設のある地域</p> <p>(3) 爆発性のある危険物のある地域</p> <p>【大気腐食】建物は、腐食性ガス等の大気腐食による被害を受けるおそれのない地域に設けること。以下の地域での立地は避ける。</p> <p>(1) 工場地帯</p> <p>(2) 近傍に化学工場、印刷工場等がある地</p> <p>(3) 海浜地帯</p> <p>【液状化現象】建物は、液状化現象による被害のおそれのない地域に設けること。以下の地域での立地は避ける。</p> <p>(1) 埋立地</p> <p>(2) 水面上の盛土地</p> <p>(3) 砂丘間低地</p> <p>【落雷】建物は、落雷の被害を受ける可能性が低い地域に設けること。以下の地域での立地は避ける。</p> <p>(1) 山間部</p> <p>(2) 海岸付近</p> <p>【水害】建物は、水の被害を受けるおそれのない地域に設けること。以下の地域での立地は避ける。</p> <p>(1) 海岸付近</p> <p>(2) 河川付近</p>
3	建築	【通信回線引き込み口】外部からの通信回線の引込口は、多重化し、専用にすること。

		<p>(1) 通信業者（キャリア）からの回線ルートの多重化。</p> <p>(2) 建物の位置の異なる 2 ヶ所以上に通信回線の引込口を設ける。</p> <p>(3) 引込口は、通信回線専用とする。</p> <p>【避雷措置】雷サージによりネットワーク配線に誘起された異常電圧から情報システム及び電源設備を防護するため避雷器（アレスタ）を設置すること。</p> <p>【屋根・外壁】建物の屋根及び外壁は、防水性能及び排水性を有していること。</p> <p>【配線スペース】MDF（主配線盤）、IDF（中間配線盤）は専用の関係室に設置すること。またネットワーク配線専用の配線スペースを設けること。（ネットワーク配線用 EPS 等）</p> <p>【振動・衝撃】建物は、振動・衝撃の許容による被害のおそれのない場所に設けること。またプレス加工機、ハンマー、重量物の移動等による振動や衝撃が伝わりやすい場所を避ける。</p>
4	サーバールーム	<p>【床強度】サーバールームの床強度は、情報システム機器等の総重量に耐える強度を有していること。（ラックエリア：400kgf/m²以上）</p> <p>【室の天井高】サーバールームは、必要な温湿度環境を維持できる天井高を確保していること。（天井高：2,600mm 以上 注：床スラブから天井まで）</p> <p>【専用エリア】サーバールーム内のラックエリアはケージ等の囲いにより、専用エリアを確保すること。</p> <p>【共用部分からの入室】サーバールーム内のラックエリアは、建築物の共有部分から直接入室できない構造であること。ただし、非常口は除くこととする。また出入口は、建物の出入口、エレベータ及び階段の踊り場から直接入れない位置に設けてあること。</p> <p>【室の表示】サーバールームには、サーバールームであることの表示をしていないこと。</p> <p>【静電気・帯電防止】サーバールームの二重床には、静電気の発生又は帯電を防止していること。</p> <p>【外光の影響】サーバールームは、外光による影響を受けない措置を講じていること。</p> <p>(1) 無窓化。</p> <p>(2) 情報機器等に直接日光が当たらないようにする。</p> <p>(3) 日光を遮蔽する。</p>

		<p>【保守スペース】保守点検の際に必要な空間を確保すること。情報システム及び電源設備の各機器の扉、蓋等の開閉を行う空間があること。ただし、保守点検の際、移動させて行う機器についてはこの限りではない。</p> <p>【保管設備】サーバールーム内に各メディア等を保管するデータ等保管設備を設けること。また重要なデータ等を収納するデータ等保管設備には、防犯対策を実施していること。</p> <p>【保管設備の落下・破損防止】データ等保管設備内の記録媒体等について落下、破損等を防止すること。</p> <p>【ラック数】サーバールーム内に設置するラック数は、機器を全て収容できる2ラック以上とし、拡張分も考慮すること。</p> <p>【電源容量】電源容量は、1ラック当たり30A以上とする。</p>
5	耐震	<p>【耐震基準】ビルの耐震基準（関連法規）を満たすこと。</p> <p>【機器等の耐震措置】地震による移動及び転倒を防止すること。サーバールームに設置するラックや機器等は建物構造体（床スラブ等）に固定すること。固定式データ等保管設備は建物構造体に固定し、可動式データ等保管設備は耐震性能があるものを設置すること。</p>
6	防火	<p>【防火区画】サーバールームは、建築基準法に規定する防火区画に準拠すること。データ等保管設備が防火区画でない場合は、すべてのデータ等を耐火金庫に保管すること。</p> <p>【出入口の扉】サーバールーム出入口の扉は、十分な強度を持つ防火戸等とすること。</p> <p>(1) 防火戸、防火シャッター又はこれと同等の強度を有すること。</p> <p>(2) 強化ガラス等のドアのみの場合は、夜間には人による常時監視、又は防犯センサーによる遠隔監視を行うこと。</p> <p>【内装】内装等是不燃材料又は準不燃材料にすること。</p> <p>(1) 内装等（床面を除く）の仕上げ材料は、不燃材料又は準不燃材料とすること。</p> <p>(2) フリーアクセス床の主要部材（床パネル、支柱等）は、不燃材料とすること。</p> <p>(3) カーテン、ブラインド、じゅうたん等は、消防法に規定する防火性能を有するものを使用すること。</p> <p>【什器・備品等の主要部材】ホスティングルーム内の什器、備品等の主要部材は、不燃材料又は準不燃材料にすること。</p> <p>【火災報知設備】ホスティングルーム内には煙感知器又は熱感</p>

		<p>知器を用いた自動火災報知設備を設置すること。また、高感度火災感知システムが望ましい。</p> <p>【消火設備】 消火設備、消火器等を設置すること。</p> <p>(1) 消火設備又は消火器等は消防法に適合したものを設置すること。</p> <p>(2) 消防署等の検査を受け、検査済証の発行を受けること。</p> <p>【排煙設備】 排煙設備の設置等排煙の措置を行い、次のいずれかの対策を講じること。</p> <p>(1) 建築基準法施行令に規定する排煙設備を設置する。</p> <p>(2) 排煙用窓を設置する。</p> <p>【ラックエリア消火設備】 ラックエリアの消火設備については、水による消火を避け、ガスなどの消火設備とすること。</p>
7	防水	<p>【水害対策】 サーバルーム及びデータ等保管設備は、水の被害を受けない場所に設置すること。</p> <p>【防水対策】 サーバルーム及びデータ等保管設備の直上階の床板には、防水施工又は漏水等の検知措置を講じること。また次のいずれかの措置を講じること。</p> <p>(1) 直上階の床板に防水施工。</p> <p>(2) 直上階の漏水等の検知措置を講ずる。</p>
8	電力	<p>【受電方式】 高圧受電は単一受電方式、特別高圧受電は2回線受電方式にすること。</p> <p>【分電盤】 分電盤は、それぞれ当該室内に設置すること。</p> <p>(1) 情報システム用分電盤は、サーバルーム内に設置すること。</p> <p>(2) 分電盤内の通電する部分には、人が誤って触れないような措置を講じること。</p> <p>(3) 分電盤のブレーカスイッチには、誤操作防止のカバー又はロック装置を取り付けること。</p> <p>【無停電による電源検査】 ビルの電源検査（法定点検）時に無停電で行えること。</p> <p>【電源設備の設置】 電源設備は、サーバルームに設置していないこと。ただし、室内にUPS等の電源設備を設置する場合は次の条件を全て満たしていること。</p> <p>(1) 建物構造体等に固定し、移動及び転倒の防止。</p> <p>(2) 特定者以外の者が取り扱えない措置。</p> <p>(3) 消防法に規定する消火器を付近に設置。</p> <p>【受電容量】 受電容量は先々の機器増設を考慮し、拡張可能であ</p>

	<p>ること。</p> <p>【電圧・周波数の変動】電源設備は、電圧及び周波数の変動に対する措置を講じること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 電圧及び周波数変動や電氣的ノイズが発生した場合でも、良質な電力を供給する設備を設置すること。 (2) 瞬時電圧低下・停電のための措置を講ずること。 (3) サービス停止後の再開措置を講ずること。 <p>【計器・装置の監視】稼動状況を確認する計器又は警報装置を設置するとともに、監視を行うこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 電圧計及び電流計（UPS にとっては、電圧計、電流計及び周波数計）又はランプ、ブザー等の警報装置を設置すること。 (2) 警報装置は、人が常駐している場所（中央管理室等）に設置すること。 (3) 常時監視又は巡回監視を行わない場合は、遠隔監視設備を設置すること。 (4) 計器類（デジタル表示の場合も含む）には、定常状態を明示すること。ただし、警報装置が組込まれ遠隔監視を行っている場合を除く。 <p>【設備不平衡率】三相 3 線式又は単相 3 線式電源に単相機器を接続する場合は、一般に不平衡となるので、できるだけ各線間に負荷が平均化するように接続機器の配分を行うこと。</p> <p>【ノイズ防止】情報システム及び配線には、ノイズの影響を防止する措置を講ずること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 変圧器から分電盤までの電源幹線は、電波遮蔽の措置。 (2) 情報システムの信号ケーブル・通信ケーブル等と平行している室内の空気調和設備（制御機器を含む）の動力配線、制御配線等は、金属管工事等の電磁遮蔽。 (3) 他の電気機器から発生するノイズの影響を防止するための接地を行うこと。 <p>【漏電警報器】漏電警報器を設置すること。また次の処置を講ずること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 情報システム用の変圧器等の二次側回路に、漏電警報器。 (2) 空気調和設備用の変圧器等の二次側回路に、漏電警報器。 <p>【ラインフィルタ】情報システムの電源設備は、ラインフィルタによる大地透過電流の発生を抑制すること。また次のいずれかの処置を講ずること。</p>
--	--

		<p>(1) 情報システムの大地透過電流の発生を抑制。</p> <p>(2) 情報システムの専用接地線の接地抵抗値と大地透過電流の積（対地電位上昇）を抑制。</p>
9	バックアップ 発電機（無停電 装置）	<p>【容量】 機器の受電容量以上を確保すること。</p> <p>【備蓄量】 発電機（無停電装置）は8時間以上の備蓄量を確保すること。</p>
10	無停電電源装 置	<p>【方式】 無停電電源装置の方式は、常時起動タイプとし、その構成は並列冗長方式、共通予備方式のほか、2重化方式などシステム内で冗長性のある方式とし、十分な信頼性を確保すること。</p> <p>【保持時間】 バッテリ保持時間は10分以上であること。ただし、バッテリー容量に空調機分は含まない。</p>
11	空調設備	<p>【方式】 空調方式は下吹き出し、上吸い込み式であること。また信頼性、増設の容易性を勘案し、空冷パッケージ方式であること。</p> <p>【冗長性】 室内機の故障に備え、1台以上の予備機を備えること。</p> <p>【稼動時間】 24時間連続稼動であること。</p> <p>【温度・湿度調整】 設置される機器などの性能を満足すること。</p> <p>(1) 温度：22～24℃±2℃</p> <p>(2) 湿度：50%±20%</p>
12	非常用設備	<p>【非常口】 サーバルームには、非常口を設置していること。</p> <p>(1) サーバルームには、非常口を2か所以上設置していること。 （常時利用する出入口を含む）</p> <p>(2) 非常口は、室内の避難通路に面していること。</p> <p>(3) 非常口は、室内から容易に開くことができる構造であること。</p> <p>【非常照明設備】 非常照明設備を設置すること。</p> <p>(1) サーバルーム内には非常照明設備を有していること。</p> <p>(2) 災害時の避難誘導のため、各室及びこれらの室から地上に通じる廊下、階段その他の通路等に非常照明設備を設置すること。</p> <p>【誘導灯・誘導標識】 誘導灯、誘導標識等を設置するとともに、必要に応じて避難器具を設けること。</p> <p>(1) 室の出入口及び非常口に誘導灯、誘導標識等を設置すること。</p> <p>(2) 非常照明設備又は非常照明器具を設置すること。</p> <p>【非常時の通信設備】 サーバルームには、非常用電源を備えた非常電話、インターフォン等を設置すること。</p>

		<p>(1) 非常電話、インターフォン等を設置すること。</p> <p>(2) 非常時の専用として確保すること。</p> <p>(3) 双方向同時通信可能なものとする。</p> <p>(4) 「非常用」の表示をすること。</p>
13	セキュリティ	<p>【監視】 建物は 24 時間監視（遠隔監視含む）とし、入館管理を行うこと。</p> <p>【入退館管理】 建物への入退館徹底のため出入り口を極力少なくし、IC カード錠又はバイオメトリクス認証にて認証を行うこと。</p> <p>【入退室管理】 サーバルームへの入退室には以下の運用ポリシーで行うこと。</p> <p>(1) 入室にはバイオメトリクス認証を行うこと。</p> <p>(2) ラックエリアの入室にはバイオメトリクス認証を行うこと。</p> <p>(3) 退室管理を行うこと。</p>
14	運用管理室	<p>【運用管理室】 運用管理者及びヘルプデスク要員が作業を行える部屋を設けること。</p> <p>【場所】 監視員室はサーバルームと極力近い場所に設けること。</p> <p>【設備】 ドキュメント等を保管できる書庫を設けること。また、施錠等の防犯対策をすること。</p>
15	ファシリティ 監視	<p>【ファシリティ監視設備】 防災・防犯及び電源、空調等の異常を常時監視する設備を設けること。</p> <p>【場所】 監視設備は、常時人が居る場所に設けること。また常時監視する設備の設置場所が無人となる場合（休日、夜間等）には、遠隔監視など代替監視のできる設備を設けること。</p> <p>【サーバルーム管理】 TV カメラ監視システムなどでサーバルーム内管理を行うこと。</p>
16	コネクティビ ティ	<p>【インターネットコネクティビティ】 回線は冗長化を行い、回線故障時には他方の回線へ迂回する。冗長化は回線のみでなく、ISP の冗長化も行い、ISP 側の故障時には他方の ISP を経由してインターネット接続を確保する。将来のシステム増加に対し、システム毎に帯域を確保するため、帯域制御機能をもち、他システムの利用状況によりレスポンス低下などの影響を与えないものとする。</p>